

平成 29 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 オンキヨー株式会社
 代表者名 代表取締役社長 大 朮 宗 徳
 (JASDAQ・コード6628)
 問 合 せ 先
 役職・氏名 代表取締役副社長 中野 宏
 電 話 番 号 06-6226-7343

**第三者割当による第3回新株予約権(行使価額修正条項付き)の発行
 及び新株予約権の第三者割当契約の締結に関するお知らせ**

当社は、平成 29 年 7 月 28 日の取締役会決議により、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund を割当予定先とする第3回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とした新株予約権の第三者割当契約(以下「本契約」といいます。)をEvolution Technology, Media and Telecommunications Fundとの間で締結すること(以下本新株予約権発行と本契約締結を総称して「本件」といいます。)を決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします。なお本件は、平成 29 年 7 月 27 日付「無担保社債(私募債)の発行に関するお知らせ」で公表の、割当予定先への私募債発行(以下、「本私募債」という)とともに検討、実行されるものであります。

記

1. 募集の概要

<新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	平成 29 年 8 月 17 日
(2) 新株予約権の総数	10,000,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 2,336,000 円(第3回新株予約権 1 個当たり 0.2336 円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	10,000,000 株(新株予約権 1 個につき 1 株)
(5) 資 金 調 達 の 額	2,766,336,000 円(注)
(6) 行 使 価 額	当初行使価額：277 円 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行日の翌日以降、発行日翌日(当日を含む。)から 1 価格算定日が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という)において売買立会が行われる日(以下「取引日」という)であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、各価格算定日の翌日において、直前価格算定日の取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の 95%に相当する金額の 1 円未満の端数を切下げた額(以下「基準行使価額」という)(但し、当該金額が下記 3.(1)②記載の下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とする。)に修正される。また、本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、基準行使価額は当該事由を勘案して調整される。 当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。 (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合

	(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合） (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらずものとする。）
(7) 募集又は割当て方法（割当予定先）	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund に対する第三者割当ての方法による。
(8) その他	当社は、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記3.(1)①に記載する行使コミット条項、下記3.(1)③に記載する行使制限、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会の決議による当社の承認を要すること等を規定する本契約を締結します。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（当初行使価額にて算定）を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

2. 募集の目的及び理由

当社は、経営理念として「VALUE CREATION」を掲げ、音へのこだわりはもちろん、ホームシアター製品における最新の音声規格への対応やインターネットを通じた音楽再生を実現するなどして、高品位で先進性のある製品を通じて高いブランド力を確立しています。

近年においては、従来型製品のラインアップ拡充に加え日常生活において重要な位置づけとなるスマートフォン等のモバイル端末の開発を強化し、従来技術にアライアンスを通じて他社技術を融合させ IoT (Interenet of Things) 時代を見据えた次世代製品の開発で「進化するエコシステム」の構築を目指し新しい提案を行っております。

その中心となるデジタルライフ事業においては、デジタルオーディオプレーヤー(DAP)のラインアップ強化やスマートフォン開発にて通信技術に強みを持つ他社との協業を行うなどして、従来製品とは一線を画すハイレゾ・オーディオ・スマートフォン「GRANBEAT (グランビート)」を平成 29 年 2 月に販売開始、さらにはより小型で操作性の高いDAP「rubato (ルバート)」「private (プライベート)」を平成 29 年 3 月に販売開始しており、ハイレゾ対応の音楽再生機器のラインアップを拡充しております。イヤホンのラインアップでは、平成 29 年 3 月に販売を開始した、ノイズキャンセリング機能と音声認識技術を採用したイヤホン「RAYZ (レイズ) Plus」も先進性のある機能を搭載し、業界に先駆けた製品として注目されています。また、平成 29 年 7 月にはポケットに収まるほどコンパクトな使いやすい全指向性スピーカーフォン「RAYZ Rally (ラリー)」の販売開始をしており、確実に事業拡大を行っている状況であります。

また人工知能(AI)時代の到来を視野に入れた製品の開発や他社との提携及び協業を通じた新たな価値の創造を目指しており、平成 29 年 1 月に米国で開催された IT・家電の国際見本市である CES (Consumer Electronics Show) においては米国アマゾン社が提供する「Amazon Alexa 音声サービス」に対応したスマートスピーカーや、米国グーグル社の規格に対応して音声による指示でAV機器を動作させる製品を参考出品し大きな反響を獲得しており、年内発売を目指して製品開発が進んでおります。これらスマートスピーカーを中心とするAI製品の開発につきましては平成 29 年 3 月 30 日発行の第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債で得た資金を当初の計画通りに充当しております。

AI市場において、その基礎技術は日々進歩しており、さらには他社でも続々と各社独自のAI技術を採用した製品や新サービスが開発されております。当社では上記第一世代のAI製品に続く次期モデルの開発はもちろんのこと、スマートスピーカー以外の新カテゴリ製品の開発に取り組むとともに、様々なものがインターネットに接続されることで情報交換を行い新しい機能やサービスを提供することが可能になるIoT時代の到来に向け、AI技術を用いた各種製品への展開のための研究開発にも着手しております。さらなる新製品開発の

ためにはその技術の習得、応用へ絶え間無い研究開発が継続的に必要になっております。

このように当社の事業展開は一層の拡大を予定しており、売上拡大にともない増加する製品供給量を満足するため、製品仕入れ、在庫確保のための資金需要も拡大しており、機動的かつ安定的に会社経営を行うためには、当該製品仕入れ、在庫を確保するための十分な手元運転資金を確保しておくことが重要であると考えております。

本資金調達及び本私募債を同時期に実施することにより、資本及び財務体質の改善、経営基盤を強化することで、研究開発及び事業拡大と製造販売の加速化を図ることが、企業価値の向上、さらには株主の利益に資するものと判断いたしました。そこで、当社はAI技術を用いた新製品開発にかかる研究開発費及び運転資金の充実化を目的とした資金を確保すべく当社にとって現時点で選択可能な様々な資金調達を検討した結果、本新株予約権による調達を決議することといたしました。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資金調達ができる仕組みとなっております。当社はEvolution Technology, Media and Telecommunications Fundとの間で、本新株予約権の募集にかかる有価証券届出書の効力発生後に、下記の内容を含む本契約を締結します。なお、調達した資金については本私募債への償還金として優先的に充当してまいります。

① 行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先は、本新株予約権の発行日の翌日(当日を含む。)から、その50価格算定日目の日(当日を含む。)(以下「全部コミット期限」といいます。)までの期間(以下「全部コミット期間」といいます。)に、割当予定先が保有する本新株予約権の全てを行使することをコミットしています。

当社普通株式が取引所において取引停止処分を受けず、かつ市場混乱事由が発生しないと仮定した場合、全部コミット期限は平成29年10月30日(本新株予約権の発行日の翌日の50価格算定日目の日)であります。これらの期限までに取引の停止や市場混乱事由が発生した場合、これらが発生した日は価格算定日に含まれないため、上記の各期限は延長されることとなります。

また、発行日翌日から起算して5価格算定日が経過するまでの期間及びその翌日から起算して5価格算定日が経過するまで、以降同様に次の5価格算定日が経過するまでの各期間をそれぞれ「判定期間」と定義し、全部コミット期間中の各判定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合(以下「コミット期間延長事由」といいます。)には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計4回(20価格算定日)を上限とします。)。

なお、同一の判定期間中においてコミット期間延長事由の条件に該当する取引日が複数生じた場合であっても、コミット期間延長事由の発生は1回と数えられます。

<コミット条項の消滅>

全部コミット期間中において、5回目のコミット期間延長事由が発生した場合、全部コミット期間の延長は行われず、全部コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。

また、全部コミットに係る割当予定先のコミットは、本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合には消滅します。

なお、これらのコミットの消滅後も、割当予定先は1日あたり原則として1,000,000株を上限として、その自由な裁量により本新株予約権を行使することができます。

② 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行日の翌日以降、1価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各価格算定日の翌日において、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、割当予定先との議論を行ったうえで、本件同種の資金調達案件との条件比較から、割当予定先の投資家としての収益確保のためにディスカウント率を5%として計算することとしました。但

し、当該金額が下限行使価額(以下に定義します。)を下回る場合には下限行使価額が修正後の行使価額となります。

「下限行使価額」は175円としますが、当該下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で協議の上決定したものであります。

下限行使価額は、本新株予約権の発行要項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

③ 行使数量の制限

割当先は、原則として1日あたり1,000,000個を超える本新株予約権の行使は出来ません。ただし、事前に当社が承諾した場合には制限数量を超えて本新株予約権の行使をすることができます。

(2) 資金調達方法の選択理由

本新株予約権にかかるスキーム(以下、「本スキーム」といいます。)には下記「(3)本スキームの特徴」に記載の[メリット]及び[デメリット]がありますが、上記「(1)資金調達方法の概要、①行使コミット条項」を設けることにより、比較的短期間の間に高い蓋然性にて資金を調達できる手段であり、当社普通株式の希薄化への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であること、下記「(3)本スキームの特徴」に記載の「(4)他の資金調達方法との比較」のとおり他の資金調達方法と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であることから、本資金調達手法を採用することを決定しました。

(3) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

① 短期間における確実な資金調達

本新株予約権10,000,000個(対象となる普通株式10,000,000株)は、原則として平成29年10月30日までに全部行使されます。また、本私募債を同時に実施する事で、当面必要となる資金を確保することが出来ます。なお、本新株予約権の行使による手取金の一部は、本私募債の返済に随時充当される予定です。

② 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は10,000,000株で固定されており、株価動向に係らず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加する事はありません。

③ 株価上昇時の調達額増額

株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

④ 株価上昇時の行使促進効果

今回本新株予約権の行使により発行を予定している10,000,000株について、行使期間中に株価が行使価額を大きく超えて上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

⑤ 行使数量のコントロール

原則として、1日あたりの本新株予約権の行使可能数は1,000,000個に限定されており、これを超える数量の本新株予約権を行使するためには当社の許可が必要であるため、当社においてある程度の行使数量のコントロールが可能です。

[デメリット]

① 当初に満額の資金調達は出来ない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づ

き想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。

- ③ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性
割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。
- ④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界
第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(4)他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a)公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。当社は当該影響について重要視しているため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(b)株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当予定先である既存投資家の参加率が不透明であることから、当社必要資金を調達できるかどうかの不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c)新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。これに対して、本新株予約権の行使期間は発行日翌日から50価格算定日と比較的短期間ではあるものの、上記(3)本スキームの特徴⑤で記載のとおり、1日あたりの行使可能数を制限することにより、市場への直接的影響が少ないため、新株式の第三者割当増資より本スキームが適当であると判断いたしました。

② MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本件と比較して低いと考えられます。そのため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

④ 新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記①(b)の株主割当増資と同様に、割当予定先である既存投資家の参加率及び資金調達の蓋然性が不透明であることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑤ 借入・社債による資金調達

借入又は社債のみによる資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。調達する資金の用途とのバランスを考慮し、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。

⑥ 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の発行の場合は一度に多額の資金調達ができるメリットがあるものの、株式への転換が行われない可能性があります、その場合には償還期限に残存する社債の返還を行う必要があるため、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。

4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

① 払込金額の総額	2,772,336 千円
本新株予約権の払込金額の総額	2,336 千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	2,770,000 千円
② 発行諸費用の概算額	6,000 千円
③ 差引手取概算額	2,766,336 千円

(注) 1. 発行諸費用の概算額は、価格算定及び調査費用並びに弁護士の報酬約 4,000,000 円、登記費用等その他手数料約 2,000,000 円の合計額であります。発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額は、全ての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正された場合には、新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な用途

<本新株予約権発行による調達資金>

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
①第1回無担保社債(私募債)償還金	1,000	平成29年8月 ～平成29年11月30日
②AI対応製品の研究開発費用	1,000	平成29年8月 ～平成30年8月
③運転資金	766	平成29年8月 ～平成30年8月

① 第1回無担保社債(私募債)償還金

平成29年7月27日付「無担保社債(私募債)の発行に関するお知らせ」にて公表しております私募債への償還金として充当してまいります。なお、本私募債1,000百万円は運転資金に充当いたします。

② AI対応製品の研究開発費用

「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、AI対応製品の研究開発費用においては、当社平成29年3月30日付第4回無担保転換債型新株予約権付社債発行による資金用途とは異なる研究開発にかかる用途を目的としております。AI技術についてはすでに第2世代の新しい技術への対応が必要とされており、また米国アマゾン社、Google社をはじめIT関連企業などが次々と自社AI技術やその対応製品、サービス等を発表しております。当社としては日々進歩するこれら各種AI技術に対応する製品開発の取組を早急に行う必要があります。

また当社が取り組んでいる音声認識を中心とした製品開発については、現在開発中である「Amazon

Alexa 音声サービス」に対応したスマートスピーカーに加え、スピーカー以外のAV機器への展開にも新しく取り組んでおります。さらには、当社音声認識に関する製品を家電や自動車、情報通信機器等にも展開し、従来のAV市場以外の新規市場への参入を目指した開発を進めるために調達した資金を充当してまいります。

上記にかかる具体的な資金使途は下記のとおりです。

・第2世代AI基礎技術対応への開発費用	300百万円
・各種AI技術への対応に関する研究開発費用	300百万円
・新規カテゴリAI対応製品の開発にかかる研究開発費用	250百万円
・新規市場への展開に関する研究費用	150百万円

③ 運転資金

今後予定されているAI製品等の発売にともない、製品ラインアップの拡大、事業領域の拡大が見込まれ当社製品群の売上は拡大することが予想されます。製品供給量を満足するための製品仕入れや在庫拡大に対応する資金需要が高まるため、これにかかる運転資金として充当いたします。増加する取引をスムーズに行いキャッシュフローの改善を促進し、販売等に係る支払手数料等の低減を図ります。

なお、本私募債償還資金、AI対応製品の研究開発費用、運転資金の順番にて資金の充当を優先する予定であります。

本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本契約において行使期間中に全ての本新株予約権を行使することを約していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合及び5回目のコミット期間延長事由が発生した場合には消滅するものとされているため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。

それぞれの資金使途に調達資金を充当する優先順位としては、上記<本新株予約権発行による調達資金>表中の「具体的な使途」に記載の順に充当する予定としておりますが、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、実際の差引手取額に応じて、各事業への充当順序及び金額を適宜変更する場合があります。また、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合は、別途の手段による資金調達についても検討を行ってまいります。

以上の施策を目的として、当社は平成29年7月28日に本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社預金口座で保管する予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した使途に本資金調達を通じて充当することにより、当社の中長期的な企業価値の向上を図る方針であり、かかる資金使途は合理的であると判断しております。従いまして、本資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様をはじめとするステークホルダー各位の利益にも資するものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂1-1-8)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。当該算定機関は、価格算定に使

用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の新株予約権の第三者割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとなりました。

また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性等について一定の前提（当社の株価（292 円）、ボラティリティ（92.0%）、予想配当額（0 円）、無リスク利率（0.0%）等）を置いた上で、当社の資金調達需要及び権利行使行動並びに割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提（当社は割当予定先の権利行使を促進する行動を取るものとし当社の通知による取得が行われないこと、割当予定先が行使コミットメント条項に定める行使数量の行使を行使期間内に完了するように、権利行使期間内に渡って一定数量ずつ権利行使を行うこと、及び権利行使して取得した株式を市場で売却することを含みます。）を置き、評価を実施しています。さらに、割当予定先による新株予約権の行使に際して発生することが見込まれる株式処分コスト及び割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生することが見込まれる新株予約権の発行コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例を検討した上で、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準のコストが発生することを想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の 1 個の払込金額を当該評価額と同額である 0.2336 円とし、本新株予約権の行使価額は当初、平成 29 年 7 月 27 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 95%相当額としました。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額と同額であるため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）全員が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法な発行である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価レンジの上限を下回っていないことを判断の基礎としております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 10,000,000 株（議決権数 100,000 個）について、平成 29 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数 86,613,695 株及び議決権数 859,290 個を分母とする希薄化率は 11.55%（議決権ベースの希薄化率は 11.64%）に相当します。また、平成 29 年 3 月 30 日に発行された当社第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された 10 個の新株予約権の対象となる潜在株式 7,936,500 株（議決権数 79,365 個）を考慮した場合の希薄化率は 20.71%（議決権ベースの希薄化率は 20.87%）に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本資金調達を通じて A I 対応製品の研究開発費用及びそれに伴う運転資金を確保することで、中長期的には企業価値の向上を通じて既存株主の皆さまの利益に資するものと判断しております。また、当社普通株式の過去 6 ヶ月における 1 日当たり平均出来高は 4,222,686 株であり、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数 10,000,000 株を、割当予定先の全部コミット期間である 50 価格算定日で行使売却するとした場合の 1 価格算定日当たりの株数は 200,000 株（直近平均 6 ヶ月平均出来高の 4.74%）となるため株価に与える影響は限定的なものと考えております。したがって、本新株予約権による資

金調達に係る当社株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①	名 称	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund (エボリューション テクノロジー メディア アンド テレコミュニケーションズ ファンド)	
②	所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
③	設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④	組 成 目 的	投資目的	
⑤	組 成 日	2015年(平成27年)10月	
⑥	出 資 の 総 額	744百万円(平成29年6月30日時点)	
⑦	出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	60.30% Japan Opportunities Master Fund Ltd. (ジャパン・オポチュニティーズ・マスター・ファンド) (ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社) 29.65% EVO FUND (エボ・ファンド) (ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社) 7.79% EVO Select Fund LP (エボ・セレクト・ファンド・エルピー) (米国法に基づく有限責任パートナーシップ) 2.26% EVO Select Fund Ltd. (エボ・セレクト・ファンド・リミテッド) (ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社) Evolution Capital Management LLC が割当予定先の議決権の100%を保有(ファンド組成発起人)	
⑧	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
⑨	業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	該当事項はありません。	
⑩	国 内 代 理 人 の 概 要	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 坪山昌司、ダニエル・シャイアマン 事業内容 投資銀行業 資本金 994,058,875円	
⑪	上 場 会 社 と 当 該 ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	普通株式 1,503,430株を所有(平成29年3月31日現在)。
		当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
		当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成29年6月30日現在におけるものです。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」の事業計画を迅速に実行するためには、当該目的の実現に十分な額の事業資金につき、機動的で、かつ既存株主の利益を十分に配慮した資金調達手段を確保することが必要です。新規事業分野拡大及び経営基盤の安定が必要不可欠であるという当社の状況を勘案いたしますと、これらに要する資金を機動的に調達できる手段としては、第三者割当の方法が最善の手段であると判断しております。その割当先を選定するため複数の投資家と交渉してまいりました。

当社は、割当予定先である Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund に対して、平成 28 年 12 月に第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、平成 29 年 2 月 22 日にその全ての転換が完了しております。また、平成 29 年 3 月には第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を行っております（平成 28 年 12 月 13 日「第三者割当による第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行及び買取契約の締結に関するお知らせ」、平成 29 年 2 月 27 日「第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換完了のお知らせ」、平成 29 年 3 月 14 日「第三者割当による第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行及び買取契約の締結に関するお知らせ」参照）。その実行にあたって割当予定先とのあっせんを行った、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社（東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 代表取締役 坪山昌司、ダニエル・シャイアマン）から平成 29 年 7 月に最初の提案を受けました。同時期に、複数社からの新株予約権を用いた資金調達の提案を受けておりましたが、当該提案について当社内において正式な協議・検討をした結果、本資金調達方法が、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに資金調達ができる点において、本新株予約権の発行及び割当予定先への私募債発行が有効な調達手段であると判断いたしました。また、前述のメリット・デメリットを勘案の上、割当予定先と協議した結果、本第三者割当による資金調達方法が当社事業環境における最良の選択肢であるとの結論に至ったため、本新株予約権の割当予定先として Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund を選定いたしました。

本新株予約権付社債の割当予定先は、主として日本のテクノロジー、エンタテインメント・メディア、通信関連事業等に強みを持つ上場会社が発行する株式や債券等への投資を目的として設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。割当予定先の投資マネージャーを務めるのは Evolution Capital Management LLC であり、Evolution Capital Management LLC の 100% 出資者は、英国王室属領ガンジー島に所在するタイガー・トラスト (c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託であるため代表取締役は存在せず) であります。割当予定先の関連会社である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社、関連企業の買受けの斡旋業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN 証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド社 (190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) の 100% 子会社であり、同社の 100% 出資者はタイガー・トラストであります。なお、本第三者割当における発行価額及び行使価額の払込みに充てられる資金は、当社が本新株予約権の発行に係る決議を行ったことが割当予定先に通知された後、割当予定先の議決権 100% を有し、投資マネージャーである Evolution Capital Management LLC より、速やかに出資者である Japan Opportunities Master Fund Ltd.、EVO FUND、EVO Select Fund LP 並びに EVO Select Fund Ltd. に対して割当予定先への出資金拠出が指示され、本新株予約権の払込日もしくはそれ以前に、割当予定先から直接当社の受取金融機関口座へ払込まれることを、書面にて確認しております。

（注）本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先である Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、本契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項、同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10% を超える場合には、当該 10% を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせないこと（以下「行使制限措置」

という)を定めます。さらに、割当予定先が本新株予約権を転売する場合及び当該転売予定先からさらなる転売をする場合、あらかじめ、割当予定先が当該転売予定先及び当該第三者となる者に対し、本契約に定める行使制限措置と同様の内容を約させること、ならびに本新株予約権が転売された場合、当社は当該転売先との間で本契約に定める行使制限措置と同様の内容を約し、当該転売者がさらに第三者に転売する場合も同様の内容を約するものとする事も本契約において定めます。

(4)割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本新株予約権の割当予定先の払込みに要する財産の存在については、当社は割当予定先に対して実際に運用資金の出資の指示をする Evolution Capital Management LLC から払込みに関して、必要な資金手当てを受けられる旨書面で確認を得ております。また、当社は、割当予定先の主要な出資者である Japan Opportunities Master Fund Ltd. の資産状況について、その管理会社である MUFG Fund Services (Cayman) Limited (Strathvale House, 2nd Floor, 90 North Church Street, George Town, P.O. Box 609 Grand Cayman, KY1-1107, Cayman Islands) より平成 29 年 5 月 31 日時点の資産状況確認書面を入手し、同じく主要な出資者である EVO FUND については、EVO FUND の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの平成 29 年 6 月 30 日時点における残高証明書を確認しております。また、EVO Select Fund LP 並びに EVO Select Fund Ltd. については、Evolution Capital Management LLC より平成 29 年 6 月 30 日時点の資産状況確認書面を入手しており、これらにより払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

(5)株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社大株主であるオーエス・ホールディング株式会社は、その保有する当社普通株式について、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund へ 1,000,000 株の貸株を行う予定です。

ただし、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付を除き、本件に関わる空売りを目的とする当社普通株式の借株は行いません。

(6)割当予定先の実態

当社は、本新株予約権付社債の割当予定先である Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund 及びアレンジャーである EVOLUTION JAPAN 証券株式会社と直接面談し、割当予定先が反社会的勢力等でない旨を確認し、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund 及びその出資者である Japan Opportunities Master Fund Ltd.、EVO FUND、EVO Select Fund LP、EVO Select Fund Ltd.、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund の議決権 100%を有し、投資マネージャーである Evolution Capital Management LLC、EVO FUND の 100%出資者である Evo Feeder Fund、Evo Feeder Fund の 100%出資者である Evolution Capital Investments LLC の単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund、Japan Opportunities Master Fund Ltd.、EVO Select Fund Ltd.、EVO FUND 及び Evo Feeder Fund の役員で、Japan Opportunities LP、EVO Select Fund LP のパートナーであるリチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報の検索により反社会的勢力でない旨を確認いたしました。

なお、割当予定先の筆頭出資者である Japan Opportunities Master Fund Ltd. は、主として日本の上場会社が発行する株式や債券等への投資を目的として設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であり、その発行済議決権株式の 100%を保有する Evolution Capital Management LLC (2425 Olympic Blvd. Suite 120E, Santa Monica, CA 90404 USA 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)から案件の紹介や投資に関する助言を受けることになっております。

また、割当予定先である Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund 及びその出資者である Japan Opportunities Master Fund Ltd.、EVO FUND、EVO Select Fund LP、EVO Select Fund Ltd.、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund の議決権 100%を有し、投資マネージャーであ

る Evolution Capital Management LLC、EVO FUND の 100%出資者である Evo Feeder Fund、Evo Feeder Fund の 100%出資者である Evolution Capital Investments LLC からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。さらに、Japan Opportunities Master Fund Ltd.ならびに同ファンドの出資者である Japan Opportunities LP 及び Japan Opportunities Ltd. に関しては、各ファンドの管理会社である MUFG Fund Services (Cayman) Limited から、Japan Opportunities Master Fund Ltd.、Japan Opportunities LP 及び Japan Opportunities Ltd. に出資する全ての投資家について、「当社は、いかなるファンド、出資者、出資者を管理監督する者、出資者に管理監督される者、受益権者が、米国財務省の海外資産管理室によって管理されている禁止人物、禁止国、テロリストのリストに上がっておらず、また、国連及び欧州連合またはその関係法域において制定されたその他の制裁リストにも上がっていないことを確認しております。」を記載した旨のレターを受領しております。

さらに慎重を期すため、割当予定先である Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund 及びその出資者である Japan Opportunities Master Fund Ltd.、EVO FUND、EVO Select Fund LP、EVO Select Fund Ltd.、並びに Japan Opportunities Master Fund Ltd. の出資者である Japan Opportunities LP、Japan Opportunities Ltd.、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund の議決権を 100% 有し、投資マネージャーである Evolution Capital Management LLC、そして、EVO FUND の 100%出資者である Evo Feeder Fund、Evo Feeder Fund の 100%出資者である Evolution Capital Investments LLC、Evolution Capital Investments LLC の単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund、Japan Opportunities Master Fund Ltd.、EVO Select Fund Ltd.、EVO FUND 及び Evo Feeder Fund の役員で、Japan Opportunities LP、EVO Select Fund LP のパートナーであるリチャード・チゾム氏を対象に、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ（代表取締役：羽田寿次 住所：東京都港区赤坂 2-8-11-4F）に調査を依頼した結果、現時点において、当該割当予定先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

8. 大株主及び持株比率

株主名	持株比率 (%)
オーエス・ホールディング株式会社	19.93%
Gibson Brands, Inc. (常任代理人 SMBC 日興証券株式会社)	15.52%
パイオニア株式会社	12.51%
株式会社河合楽器製作所	9.33%
大船 直人	4.61%
谷本 忠史	2.22%
Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund (国内代理人 EVOLUTION JAPAN 証券株式会社)	1.74%
株式会社三井住友銀行	1.24%
オンキヨー取引先持株会	0.75%
日本証券金融株式会社	0.75%

(注) 1. 割当前の「持株比率」は、平成 29 年 3 月 31 日時点の株主名簿に基づき記載しており、小数点第 3 位を四捨五入しております。

2. 割当予定先の本新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、割当後の「持株比率」の記載はしていません。

9. 今後の見通し

第三者割当による本新株予約権の発行による当期（平成 30 年 3 月期）の業績に与える影響はありません。なお、将来の業績に変更が生じる場合には、適宜開示を行う予定です。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希釈化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績(連結)

決算期	平成27年 3 月期	平成28年 3 月期	平成29年 3 月期
売上高 (百万円)	35,563百万円	64,392百万円	55,882百万円
営業利益 (百万円)	△2,616百万円	△2,029百万円	770百万円
経常利益 (百万円)	△3,483百万円	△2,241百万円	△458百万円
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	△4,060百万円	△1,126百万円	△752百万円
1 株当たり当期純利益 (円)	△64.58円	△14.89円	△9.24円
1 株当たり配当金 (円)	—円	—円	—円
1 株当たり純資産額 (円)	44.15円	30.97円	25.51円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成 29 年 3 月 31 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	86,613,695 株	100%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	7,936,500 株	9.11%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
始 値	147 円	143 円	117 円
高 値	243 円	170 円	174 円
安 値	111 円	98 円	109 円
終 値	143 円	118 円	129 円

② 最近6か月間の状況

	平成29年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
始 値	106 円	115 円	146 円	129 円	125 円	121 円
高 値	120 円	174 円	137 円	130 円	139 円	324 円
安 値	106 円	112 円	125 円	114 円	121 円	121 円
終 値	116 円	145 円	129 円	124 円	121 円	258 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成29年7月27日
始 値	285 円
高 値	292 円
安 値	270 円
終 値	292 円

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式の発行

発 行 期 日	平成27年11月24日
調 達 資 金 の 額	1,017,236,200 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	127 円
募集時における 発行済株式数	73,223,365 株
割 当 先	株式会社河合楽器製作所
当該募集による 発行株式数	8,080,600 株
募集後における 発行済株式総数	81,303,965 株
発行時における 当初の資金使途	新規カテゴリ製品・サービスの研究開発費用、マーケティングに関する費用、業務提携に伴う体制の構築に関する費用
発行時における 支出予定時期	平成27年11月から平成29年12月まで (850 百万円)、平成27年11月から平成29年3月まで (167 百万円)
現時点における 充 当 状 況	当初の資金使途及どおり全額充当済です。

・第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

発 行 期 日	平成28年12月29日
調 達 資 金 の 額	595,000,000 円 (差引手取概算額)
転 換 価 額	113 円
募集時における 発行済株式数	81,303,965 株
割 当 先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund
当該募集による 潜在株式数	潜在株式数：5,309,730 株
現時点における 転 換 状 況	平成29年2月22日に全て転換済みです。

(行使状況)	
現時点における潜在株式数	平成29年2月22日に全て転換済みのため、潜在株式はありません。
発行時における当初の資金使途	DAP及びスマートフォンの研究開発費用、ヘッドホン等の上記関連製品の研究開発費用、小型軽量デジタルアンプの研究開発費用、それら製品のマーケティングに係る費用
発行時における支出予定時期	平成29年1月から平成29年12月まで
現時点における充当状況	当初の資金使途どおり全額充当済みです。

・第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

発行期日	平成29年3月30日
調達資金の額	995,000,000円(差引手取概算額)
転換価額	126円
募集時における発行済株式数	86,613,695株
割当先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund
当該募集による潜在株式数	潜在株式数:7,936,500株
現時点における転換状況(行使状況)	0株
現時点における潜在株式数	潜在株式数:7,936,500株
発行時における当初の資金使途	①AI対応製品の研究開発費用②音声認識、音声合成技術に関する研究開発費③他社AIサービスとの連携に関する研究開発費用④上記製品等のマーケティングに係る費用
発行時における支出予定時期	平成29年4月から平成31年3月まで
現時点における充当状況	現時点において当初の資金使途どおり充当しており、平成31年3月までに全額充当完了する予定です。

る算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の取得価額または行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

平成29年8月18日（当日を含む。）から平成29年11月29日（当日を含む。）までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに第23項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

本新株予約権に取得事由は存在しない。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、第12項に定める行使請求期間中に第20項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求に必要な事項の通知をし、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第20項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第10項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
19. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
20. 行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行業務部
21. 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 浅草橋支店
22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権および本新株予約権の買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を0.2336円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載のとおりとする。
23. 市場混乱事由
- (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄または整理銘柄に指定されている場合
 - (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）
 - (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらずものとする。）
24. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
25. 振替機関の名称および住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
26. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上